

# 呉地区高等学校演劇連盟規約

## 第一章 名称及び事務局

- 第1条 本会は、呉地区高等学校演劇連盟(略称 呉地区高演連)と称する。  
第2条 本会の事務局は、会長の指名した所に置く。

## 第二章 目的

- 第3条 本会は、呉地区高等学校演劇の育成指導と相互の連携ならびに演技技術の向上を図り、学校教育に寄与することを目的とする。

## 第三章

- 第4条 本会は、呉地区高等学校演劇部を主体とし、学校単位をもって組織する。

## 第四章 事業

- 第5条 本会は、第3条の目的達成のための事業を行う。  
1. 高等学校演劇に関する相互の連絡交流  
2. 高等学校演劇講習会及び発表会の開催  
3. その他、本会の目的達成に必要な事項

## 第五章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。その任期については2年とする。  
1. 会長 1名  
2. 事務局長 1名  
3. 副事務局長 1名  
4. 理事 各校1名  
5. 監査 1名  
上記3. 副事務局長については事務局を担当する前年及び担当後の翌1年の間とする。
- 第7条 理事会は各校を代表する顧問及び事務局長によって構成し、次の事項の審議及び執行に当たる。  
1. 予算及び決算に関する件  
2. 年間スケジュールに関する件  
3. 本会の規約改廃に関する件  
4. その他
- 第8条 1. 会長は事務局担当学校長とする。  
2. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 第9条 事務局長は理事会を代表する。
- 第10条 監査は、理事会において選出し会計を監査する。

## 第六章 会 議

- 第11条 1. 本会の会議は理事会その他とし、会長が招集する。  
2. 本会の諸会議は、理事の3分の1以上の請求があった場合、会長は招集しなければならない。
- 第12条 理事会は毎年度初めに開く。その他必要に応じて開くものとする。
- 第13条 本会の諸会議は、該当会員の2分の1以上の出席をもって成立し、過半数をもって諸事項の決定を行う。ただし、会員にさしつかえがある時は、委任状をもって替えることができる。

## 第七章 経 理

- 第14条 本会の経費は、会費ならびに寄付その他の収入による。  
会費は1校当たり年額5,000円(ただし、広島県高等学校演劇協議会費3,000円を含む)とし、毎年度初めに納入する。
- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第八章 規約の改廃

- 第16条 本規約の改廃は、3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 付 則

1. 本会規約は、1995年4月1日より施行する。

## 申し合わせ事項

1. 事務局校は各校2年交替の順序で持ち回りとする。  
市立呉高校 呉工業高校 清水ヶ丘高校 広高校
2. 地区大会について  
(1) 呉地区からの県大会出場校は、「広島県高等学校演劇協議会 申し合わせ事項」に基づき1~2校となる。  
(2) 呉地区大会運営費として加盟校全て1校8,000円を負担する。  
(3) 大会役員は加盟校顧問が当たる。  
(4) 上演基準  
上演時間は演技時間60分以内、装置設置撤去時間を含めて75分以内とする。
3. 合同公演の運営費として加盟校全て1校9,000円を負担する。